

あいちの離島関係人口持続化・深化事業業務委託基本仕様書

1 事業名

あいちの離島関係人口持続化・深化事業

2 目的

2022年度、2023年度事業で実施したあいちの離島（佐久島、日間賀島、篠島）の地域課題解決に直接寄与する島外人材（以下「関係人口」という。）と連携した取組を、多面的な取組へと発展させ、取組に対する島民と関係人口による持続可能な島内運営の仕組みを整備する。

また、各島の取組の紹介や関係人口潜在層を発掘するため、イベント活用によるPR業務、SNS等による効果的な情報発信を実施する。

これら一連の事業展開により、あいちの離島の実情に合った関係人口との関わり方を検証し、関係人口との持続的な関係強化を図ることを目的とする。

3 事業期間

契約日から2025年3月21日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）関係人口と連携した地域課題解決業務

ア 関係人口と連携した地域課題解決の取組の継続実施及び発展

- ・2022年度、2023年度事業でマッチングした各島の関係人口が、地域課題解決の取組を継続実施できるようサポートするとともに、取組を発展させること。
- ・2022年度、2023年度事業で実施した各島の課題解決の取組を充実させるため、不足する分野等に対して新たな関係人口をマッチングし、活動をサポートすること。
- ・新たな関係人口については、島外から広く募集すること。
- ・応募のあった者に対し、ヒアリング等を行い各島の地域課題解決の取組実施に適した関係人口であるか判断すること。

イ 取組に対する島民と関係人口による持続可能な島内運営の仕組みの整備

- ・島民と関係人口が継続して取組を実施していくため、島内における支援の仕組みづくりをサポートすること。
- ・島内運営の仕組みの整備にあたっては、地元関係者と密接に意見交換すること。

ウ 業務実施にあたっての注意点

- ・関係人口があいちの離島への理解を深めるとともに、各島での地域課題解決への意識醸成を図るため、島民等の地元関係者と交流、意見交換する場を、随時設けること。
- ・関係人口が島民等の地元関係者と連携して課題解決に取り組めるよう、各種調整を含め必要な支援を行うこと。

(2) イベント活用によるPR業務

- ・関係人口拡大のため、イベント等を活用し、PRを実施すること。
- ・イベントは、以下のイベントへ出展すること。

| 時期（予定） | 出展イベント名（予定） |
|-----------------|----------------------|
| 2024年10月10日～12日 | SDGs AICHI EXPO 2024 |
| 2024年11月16日～17日 | アイランダー 2024 |

- ・イベント出展内容は、関係人口の取組と関連する企画とすること。
- ・イベント実施にあたっては、西尾市及び南知多町と協力して行うこと。
- ・上記イベントへの出展のほか、必要に応じて主催イベントを実施すること。
- ・イベント等で配布するパンフレット等の啓発資材は、必要に応じて作成すること。なお、過年度事業で作成したものを使用する場合は情報を更新し、増刷すること。

(3) SNS等による情報発信業務

- ・関係人口拡大のため、SNSやWEBサイト、その他の広報媒体等を活用し、情報発信を実施すること。
- ・実施にあたっては、既存のSNS（Facebook、Instagram、YouTube、note）及び既存のWEBサイトを効果的に活用すること。
- ・SNSは、インフルエンサーを活用する、有料広告を打つ等、発信した情報の閲覧数、再生数等が増加する手法を企画し実施すること。また、SNSごとの特性を考慮し、情報発信すること。
- ・WEBサイトは、事前にサイト構成、レイアウト等について県と協議の上、事業全体の取組状況が分かるようなものに更新すること。
- ・次年度以降の受託者がSNSやWEBサイト運営を引き継げるよう、理解しやすい管理運営マニュアル等を作成すること。
- ・情報発信を通じて、関係人口から各島の地域課題解決の取組等に関する相談があった場合は、最適な地元関係者とのマッチングをサポートすること。

5 事業実施による成果目標

- ・関係人口拡大のため、以下の成果目標を達成すること。

| 目標とする内容 | 目標値 | 目標値の根拠とする数値（例） |
|----------------|------|--|
| あいちの離島の関係人口の増加 | 300人 | 各島の課題解決の取組への新たな関係人口数 あいちの離島SNSのフォロワー数 等 |

6 事業全体の運営・管理等

(1) 事業全体の運営・管理

- ・本事業全体の運営を管理する統括責任者を1名配置すること。
- ・本事業についての窓口となる担当者を1名配置すること。
- ・「あいちの離島関係人口持続化・深化事業業務委託先募集要項」に基づいて提出した実施体制（総括責任者、主担当者等）の変更は、原則認めない。

- ・各島の実情に応じた事業実施とするため、人員等十分な実施体制をとること。
- ・県と連絡を密にし、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を県に適宜報告すること。
- ・「あいちの離島関係人口持続化・深化事業業務委託先募集要項」に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し県の承認を得ること。
- ・本事業の個人情報の取扱いに関して、契約後速やかに、個人情報の責任体制等（個人情報を取り扱う責任者、従事者の管理や個人情報の管理状況等）を定めた書面を提出すること。
- ・委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を再委託する場合には、企画提案時の業務推進体制に明記すること。また、再委託先の業務の履行については、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとするとともに、必要かつ適切な監督を行うこと。
- ・事業の推進に当たっては、県及び地元関係者の意向を十分に反映させることとし、必要に応じて打合せの場を設けること。
- ・従前から当該地域で活動する団体、事業を営む企業等と連携・協力し、地元を巻き込んだ事業展開に努めること。
- ・イベント活用によるPR業務に当たっては、タイトル、プログラムの内容、出演者、広報手段、当日の運営方法等を記載した実施計画書を作成し、イベントの開催日 40 日前までに県に提出すること。
- ・一般の方、一般団体、協力施設、地元関係者等からの問合せ・苦情に対応できる体制を整えること。また、県から要請があった場合は、土曜・日曜・祝日等における問合せにも対応できるようにすること。
- ・問合せ・苦情を受けた際は、その日時、相手方の属性、問合せ・苦情の内容及び対応を記録し、直ちに県に報告すること。
- ・トラブル等が発生した場合は、直ちに県に報告すること。

（２）事業実施における効率的・効果的な取組

- ・取材等によるメディアへの掲載を促進するため、関係人口との連携取組やイベントを活用したPRなど、時宜を捉えて県内外のメディアへ積極的に取材を依頼するとともに、結果の報告を行うこと。なお、発信内容については、受託者が提案し、県と協議の上決定する。

7 成果物の提出

- ・事業終了後、以下の成果物を 2025 年 3 月 21 日（金）までに提出すること。提出場所は、愛知県総務局総務部市町村課地域振興室とする。なお、電子データは CD-R 又は DVD-R に収録し、1 部納品すること。また、電子データの格納形式は、別途協議するものとする。

※業務報告書は事前に県と内容を十分調整したものを提出すること。

- | | |
|---|----|
| (ア) 業務報告書 (A4判) | 2部 |
| (提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番並びにインデックス等にて各項目の見出しを示す等、受取側が読みやすいものとする。) | |
| (イ) 業務報告書 (電子データ) | 一式 |
| (ウ) 業務報告書 (概要版) (A4判) | 2部 |
| (事業実績等を簡潔にまとめたもの。) | |
| (エ) 業務報告書 (概要版) (電子データ) | 一式 |
| (オ) 本事業の制作物 (映像、PR素材等)、打合せ記録簿、録画記録等 (電子データ) | 一式 |
| (カ) その他県が必要と指示するもの | |

8 留意事項

- ・ 県は、本事業の目的を達成するため適切な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。また県が必要と認めた場合に、その都度報告を行うこと。
- ・ 受託者は、各種業務実施に当たっては、必ず実施前に県の許可を受けること。
- ・ 県は、随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。
- ・ 受託者は、本事業が効率的かつ確実に遂行されるよう戦略的提案を行い、参考となる資料等の提供を積極的に行うこと。
- ・ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて県が貸与する。なお、受託者は、借用に当たり県に借用書を提出することとし、貸与された資料の取扱いは慎重に行い厳重に保管するとともに、必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。
- ・ 本事業のほか、県が実施する他の離島振興事業と積極的に連携をとって業務に当たること。
- ・ 本事業の実施に当たっては、県と十分な打合せを行い、積極的に目標達成に努めること。また、業務中にも県が必要と認めた場合には随時打合せを行い、また、打合せを行う場合は、受託者は議題、要点等を明確化した上で、あらかじめ県に打合せ資料を送付するなど、短時間で生産性の高いものとする。
- ・ 受託者は県に代わって地元関係者やその他事業関係者等との打合せ等に参加する場合、事前に県の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。
- ・ 打合せ後は、原則として3開庁日以内に県に記録簿を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。
- ・ 本事業の制作物 (映像、啓発誌、PR素材、ホームページ、事業報告書等) の著作権は、県に帰属する。
- ・ 愛知県財務規則等の関係規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- ・ 本事業については、「愛知県離島振興計画」及び国のデジタル田園都市国家構想交付金の趣旨に基づき事業実施に当たること。
- ・ 特定の個人に対する給付経費 (旅費、飲食費、販促品提供費等) が生じる場合は、

個人から実費を徴収すること。

- ・受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- ・業務の実施に当たり、感染症拡大防止に万全の対策を講ずること。なお、感染症の拡大状況に応じ、業務内容に定める各事業について、県と協議の上、より安全な代替手段により実施することができるものとする。また、感染症の拡大状況により、業務内容に定める各事業の実施が困難となった場合は、県と協議の上、この仕様書に定める事項を変更することができるものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議し、県の指示により業務を遂行するものとする。

9 スケジュール（予定）

| 時期 | 関係人口と連携した地域課題解決 | | イベント活用・情報発信 | |
|-------------|----------------------------------|----------------------|-----------------------|-------------|
| 2024年 6月 | 取組の検討 | | 業務の方向性検討 | |
| 7月 | 取組の継続実施・ 島民と関係人口の 取組運営体制構築 | 新たな関係人口の 募集・マッチング | イベント準備 | 情報発信 の実施 |
| 8月 | | | | |
| 9月 | | | | |
| 10月 | | 新たな関係人口 との取組実施 | イベント出展 (主催イベントの実施) | |
| 11月 | | | | |
| 12月 | | | | |
| 2025年 1月 | | | | |
| 2月 | | | | |
| 3月 | 事業成果の分析、業務報告書の調整 | | | |
| | 業務報告書作成・提出、業務完了 | | | |